

武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例

武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月武蔵野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前

（補償基礎額）

第5条（略）

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1)（略）

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3及び4（略）

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	<u>10,670円</u>

備考（略）

改正後	説明																			
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="228 1621 1126 1939"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,500円</u></td> <td><u>13,350円</u></td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>10,800円</u></td> <td><u>11,650円</u></td> <td><u>12,500円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td><u>9,100円</u></td> <td><u>9,950円</u></td> <td><u>10,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
階級		勤務年数																		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																	
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円																	
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																	
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（療養補償及び介護補償を除く。以下同じ。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）の施行による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。